

県民の皆様へ感染対策のお願い

基本的な感染対策を徹底しましょう！



体調が悪い人がいたら、
すぐに受診できる職場
環境づくりを！



飲食は **少人数**、**短時間**、**大声なし**で
お願いします。

外食は、感染対策が
徹底された飲食店で！



応援は
心の声で！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！！

発熱や体のだるさ、味やにおいがしないなどの症状がある場合には、**かかりつけ医**や近くの
医療機関に**まずは電話でご相談**ください。

かかりつけ医がない場合はこちら ➡

受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747

第80回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和3年7月15日（木）15：30～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況について
- 【資料5】 「南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策」
- 【資料6】 「夏休み・お盆を安全に過ごすためのお願い」
- 【資料7】 「感染拡大防止のための基本対策」

第80回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

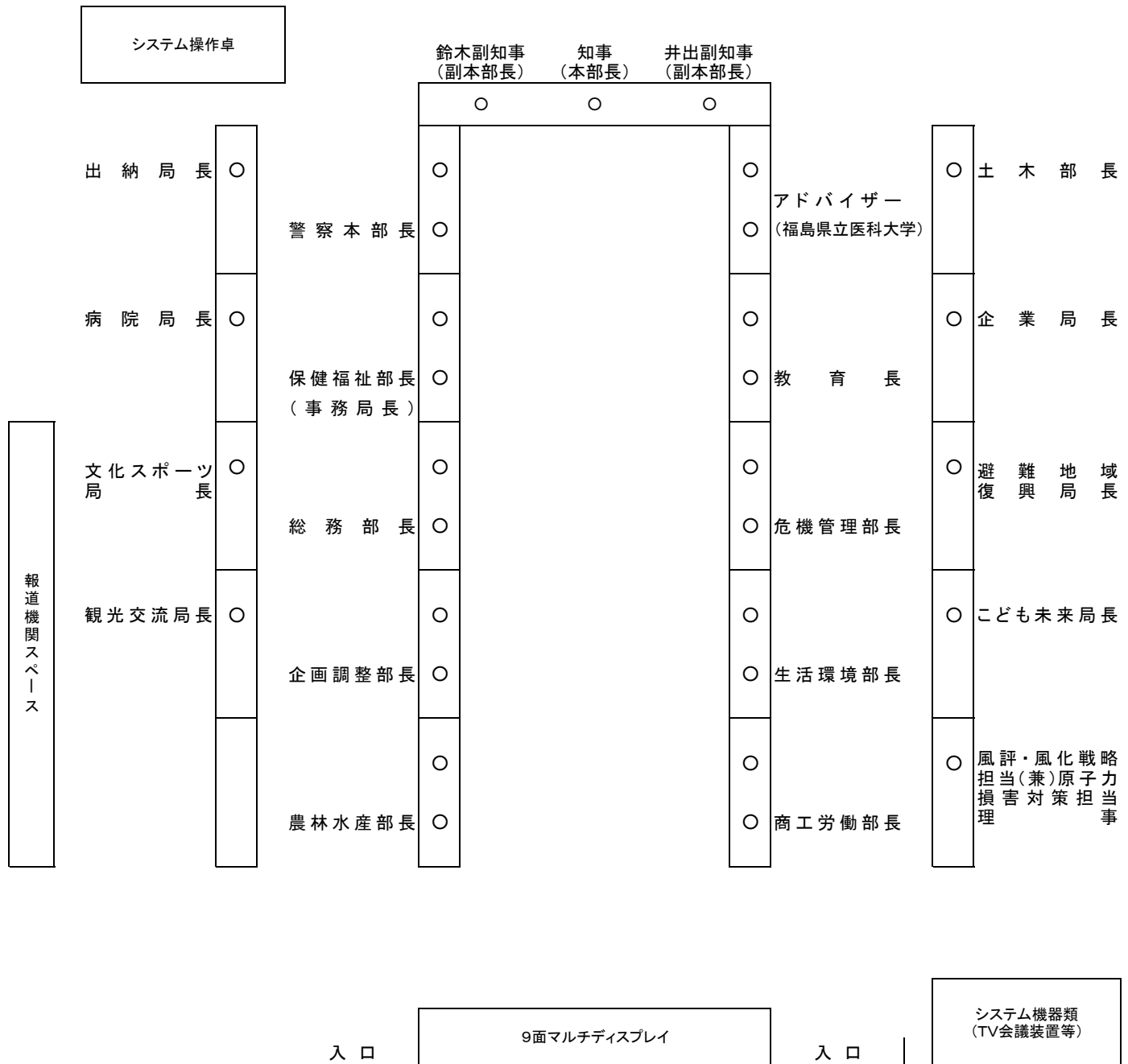
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	戸田光昭	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	守岡文浩	
8	文化スポーツ局	局長	小笠原敦子	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	伊藤剛	
11	こども未来局	局長	鈴木竜次	
12	商工労働部	部長	安齋浩記	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	小柴宏幸	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	高荒由幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理事	白石孝之	
18	企業局	局長	佐々木秀三	
19	病院局	局長	安達和久	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	和田薫	
○	福島県感染症対策 アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	菅野俊彦	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	有我兼一	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	玉川啓	

第80回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年7月14日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 5,141人
 (うち死亡者数 161人)

(性別)

男性 2,782人
 女性 2,359人

(年代別)

10歳未満 212人
 10代 442人
 20代 800人
 30代 675人
 40代 774人
 50代 733人
 60代 639人
 70代 408人
 80代 322人
 90歳以上 134人
 その他 2人

○療養者の状況

入院者数 147人
 (うち重症者数 4人)
 宿泊療養施設入所者数 18人
 自宅療養者数 3人
 療養先調整中の人数 1人
 ○退院・退所者等数(死亡者含む) 4,972人

【病床等の状況】

確保病床数 496床
 (うち重症者用病床数 49床)
 病床使用率 29.6%
 (うち重症者用病床使用率 8.2%)
 宿泊療養確保室数 277室

【検査の状況】

R2/1/26～R3/7/14累計 294,879件

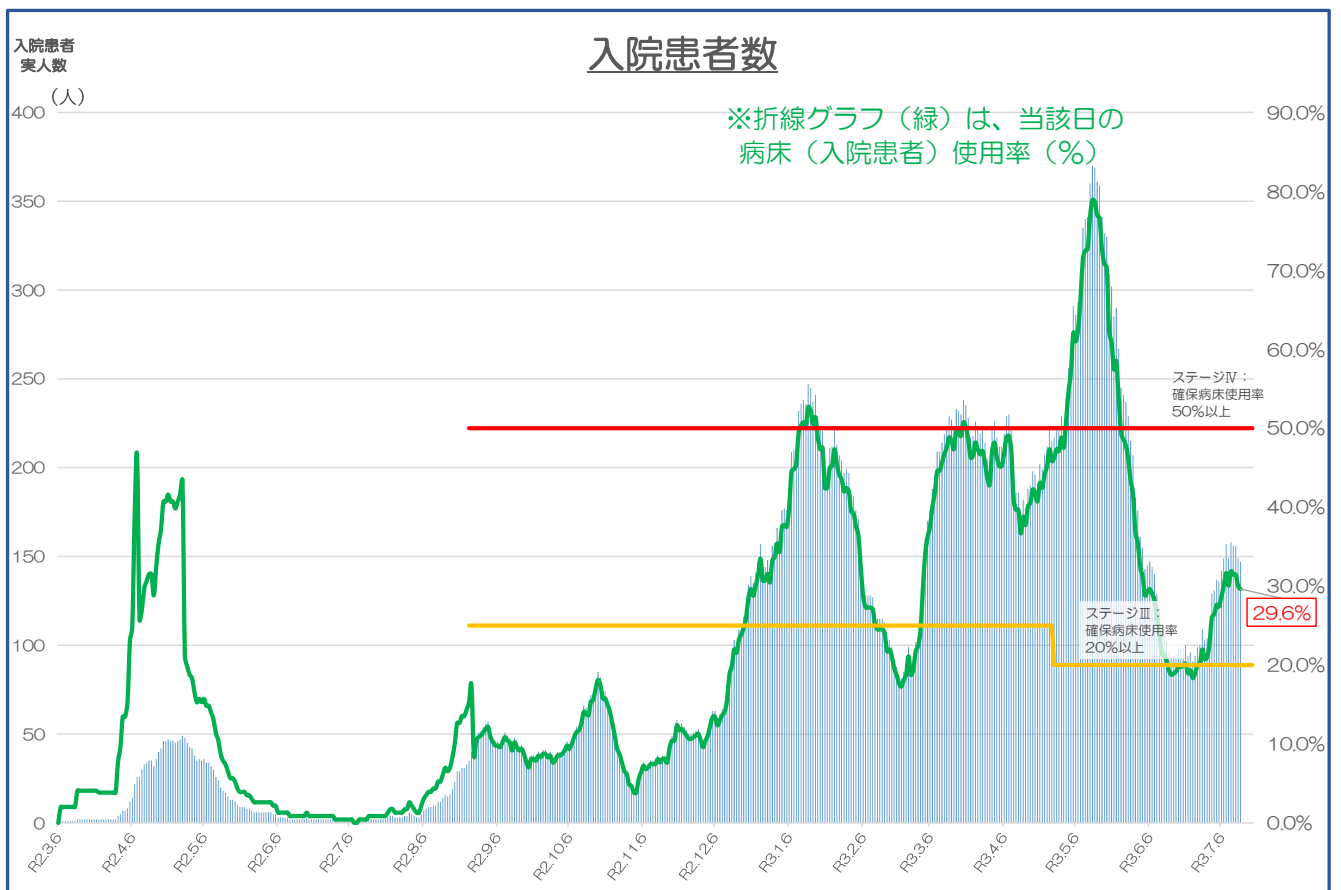
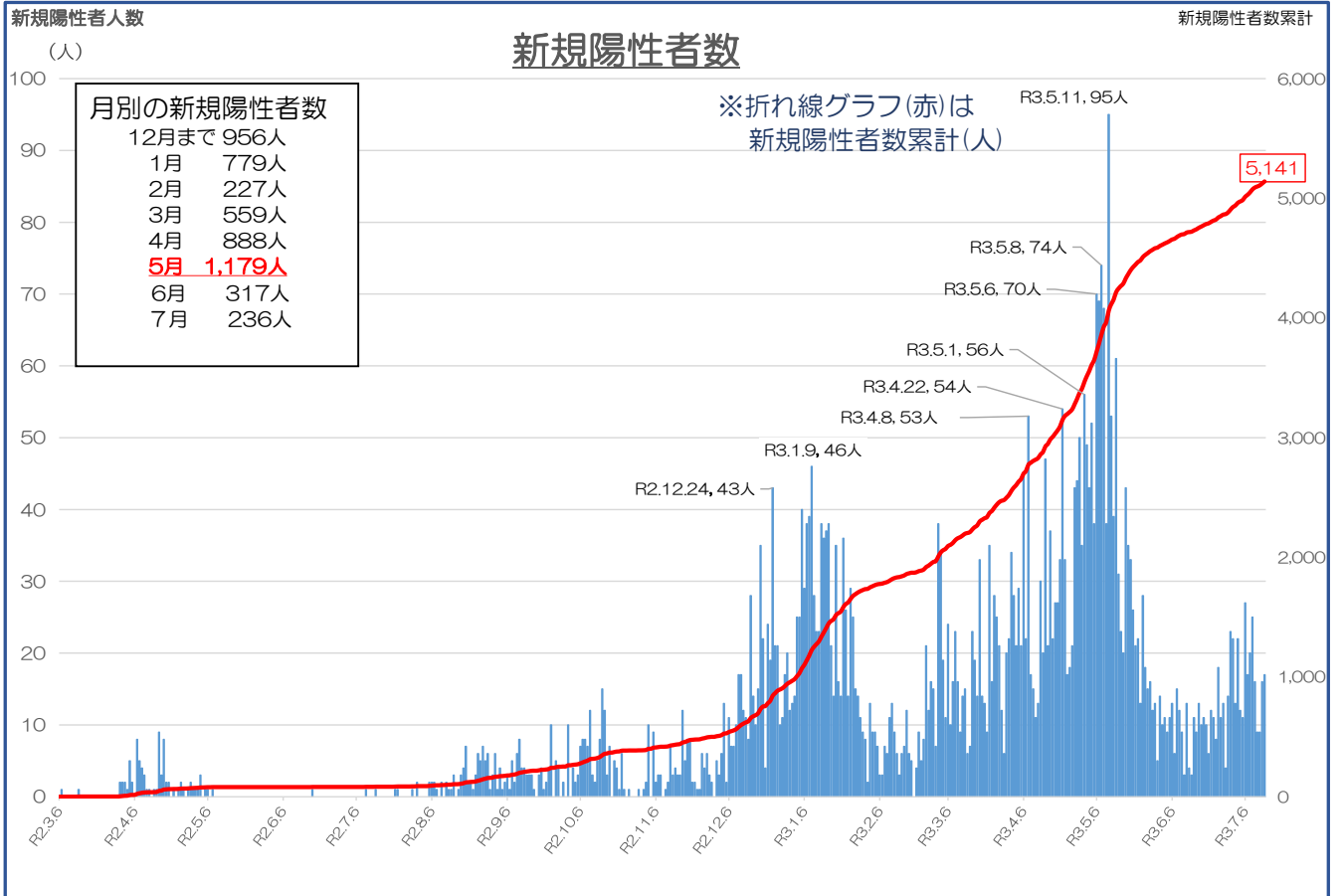
※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

(参考)

国内の陽性者数 821,164人

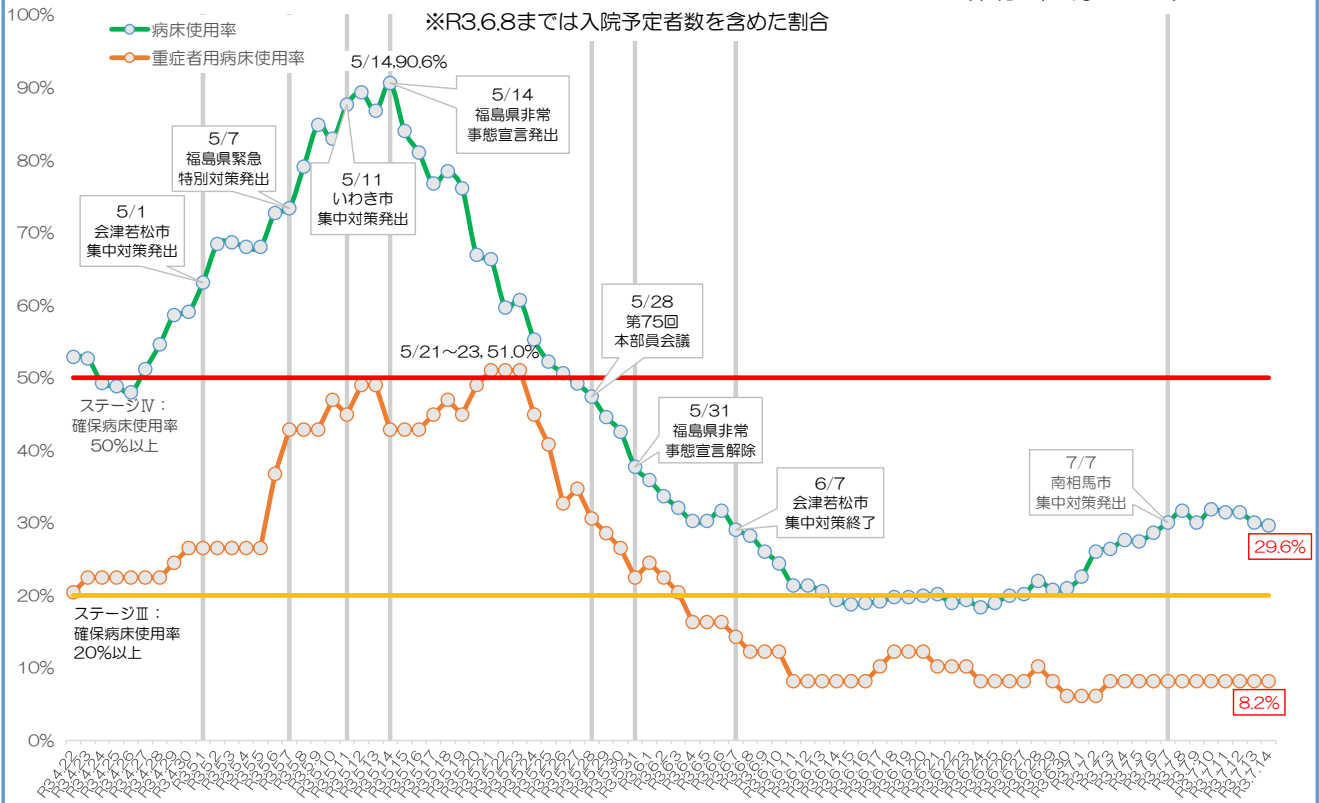
※令和3年7月14日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く



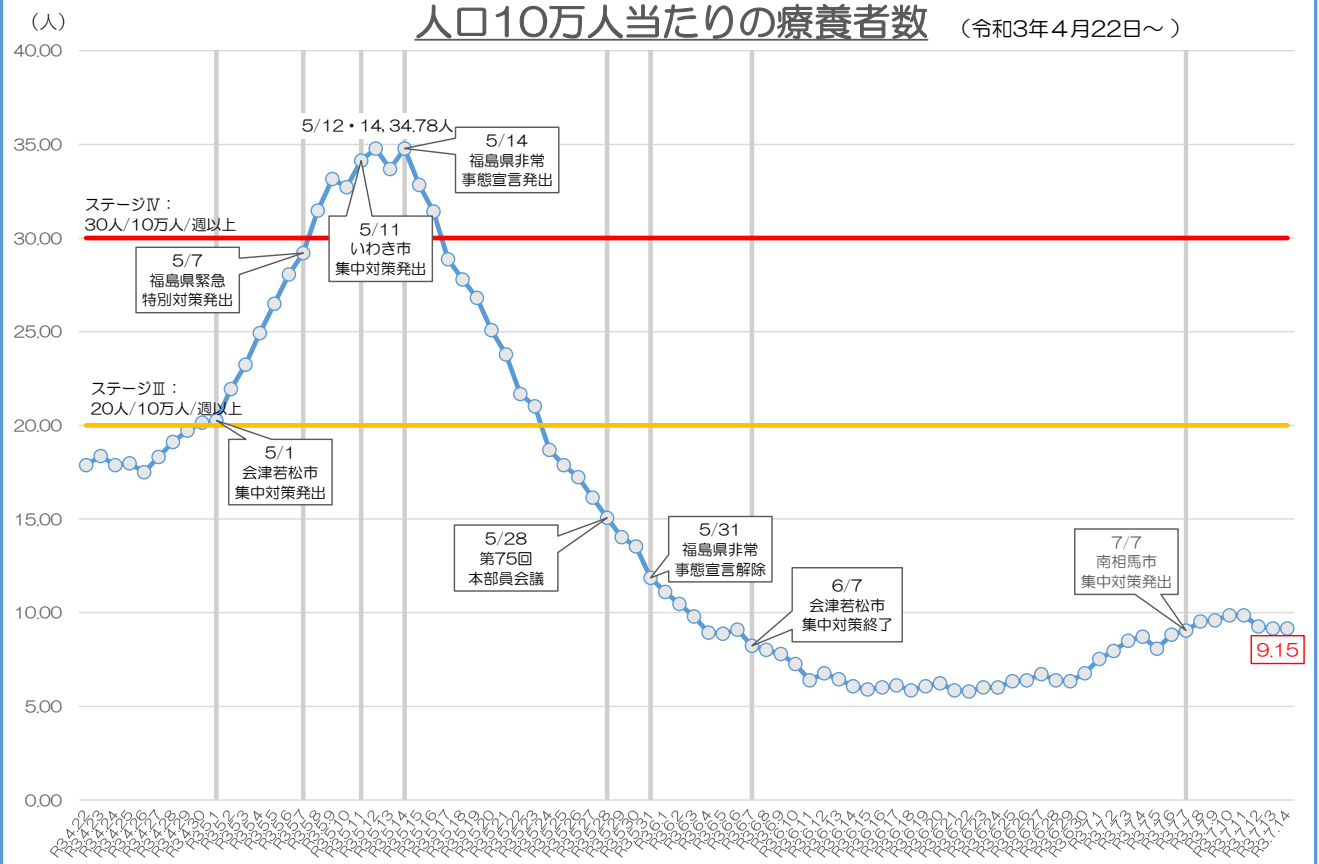
病床使用率及び重症者用病床使用率

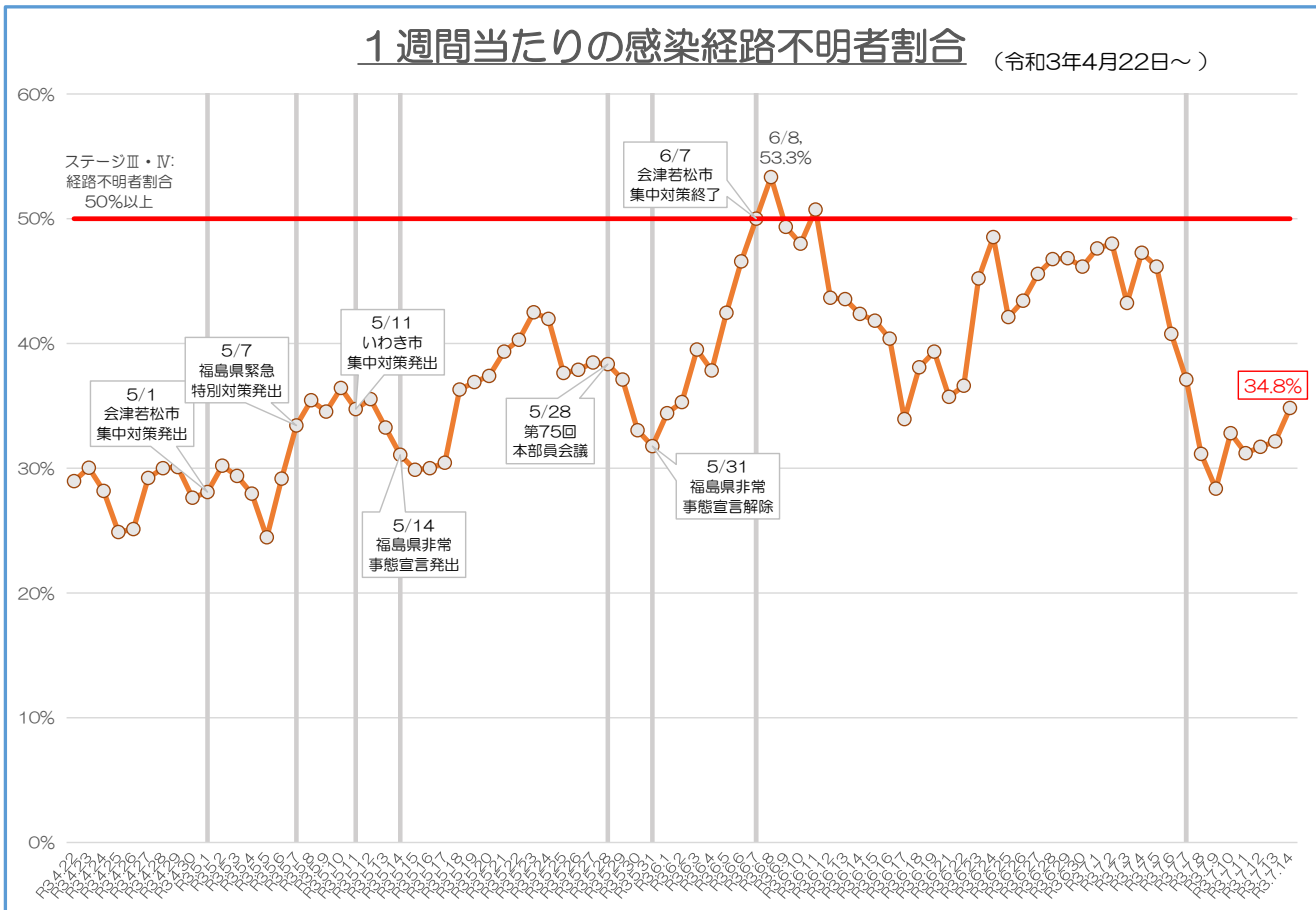
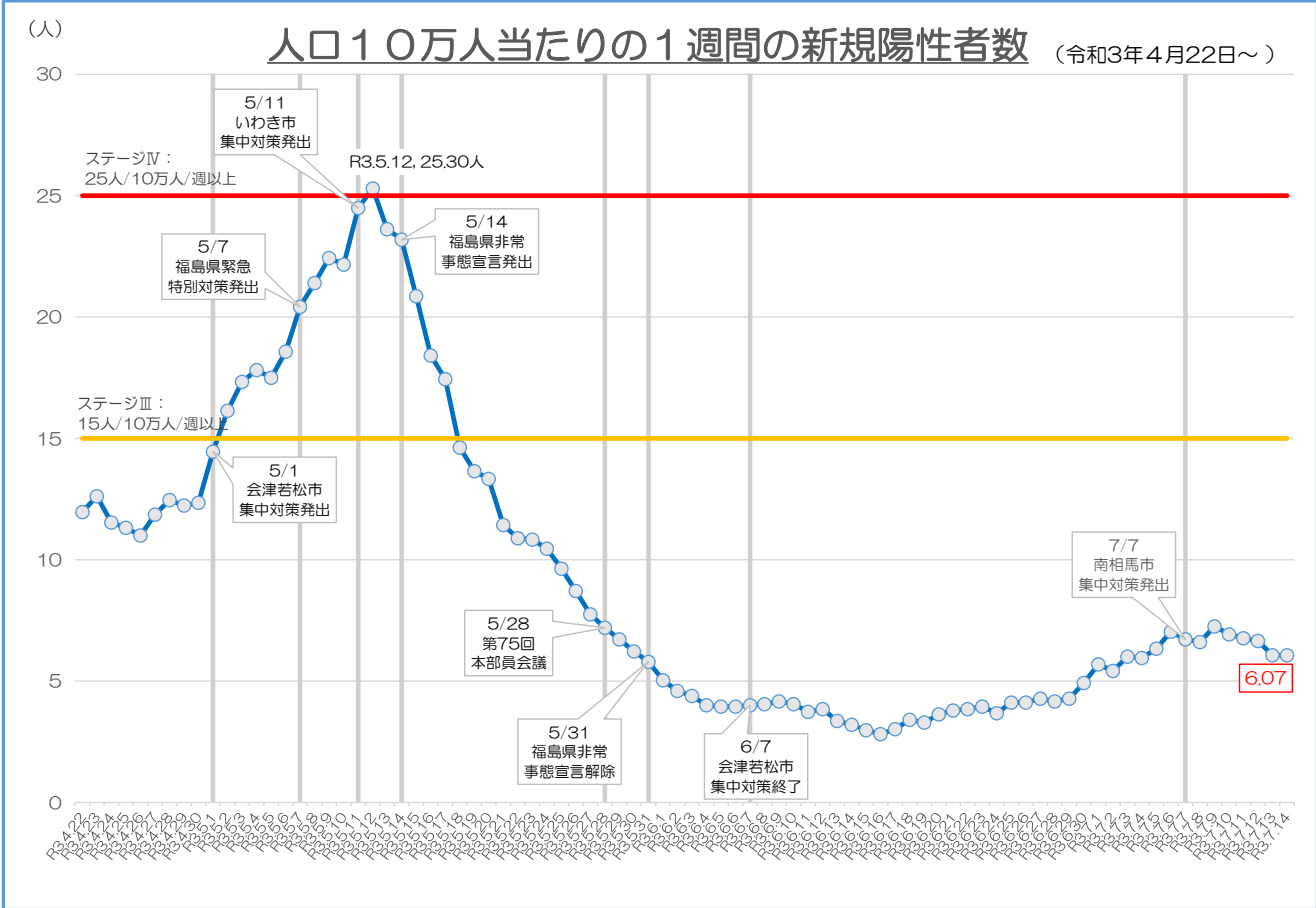
(令和3年4月22日～)



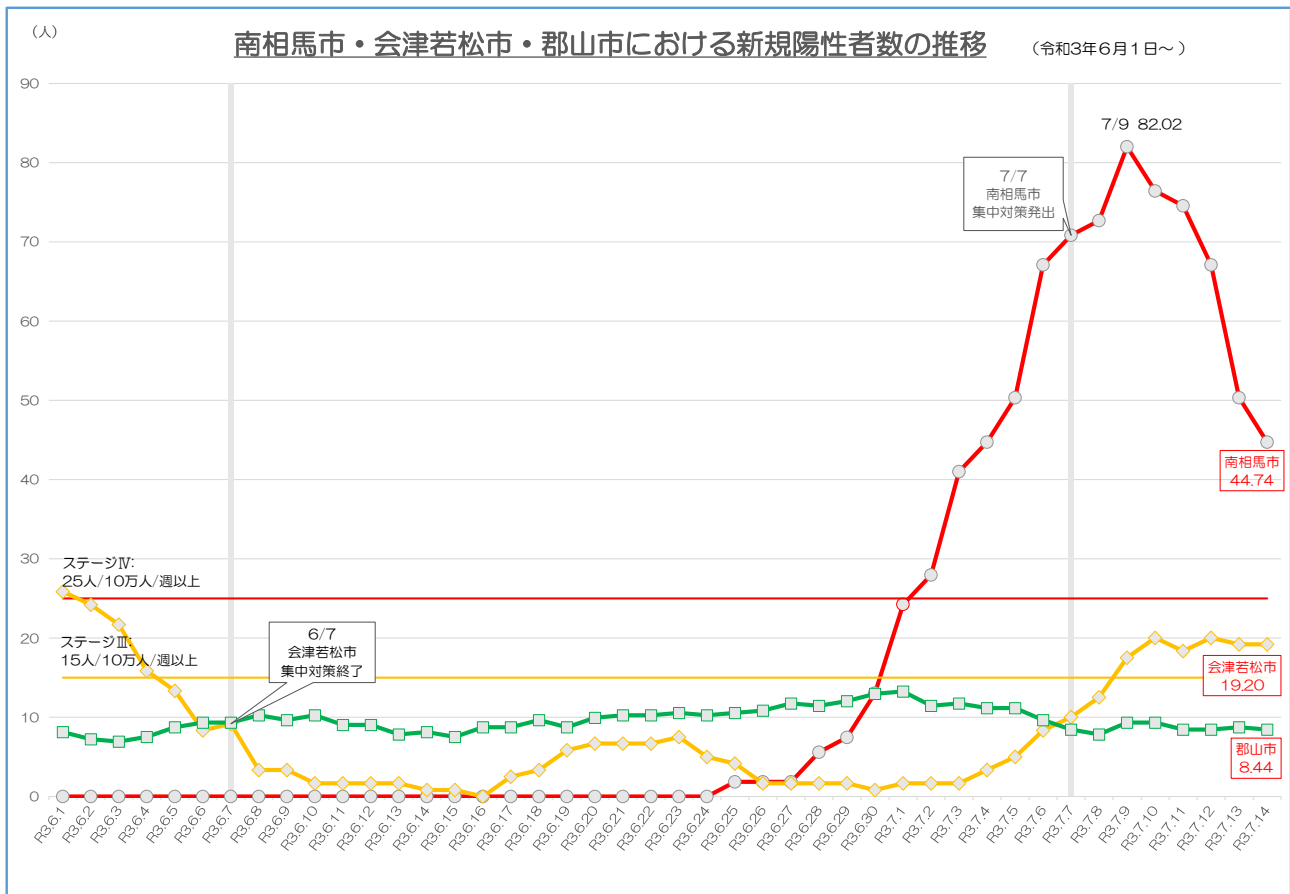
人口10万人当たりの療養者数

(令和3年4月22日～)

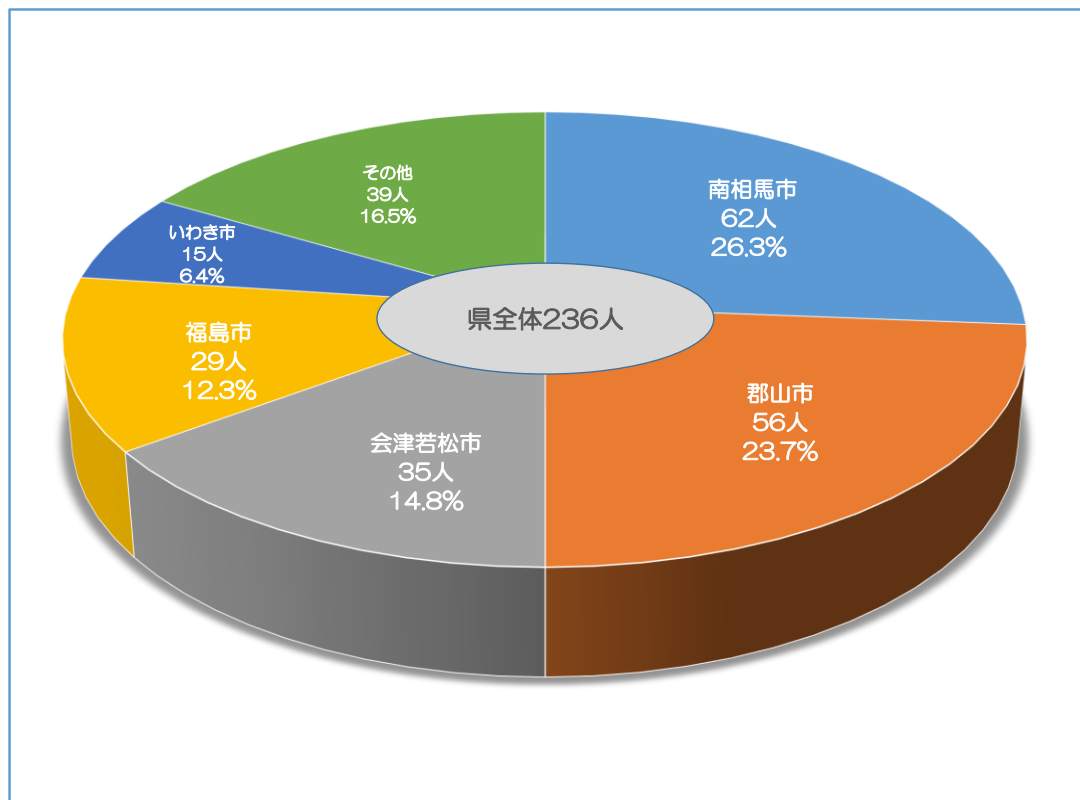




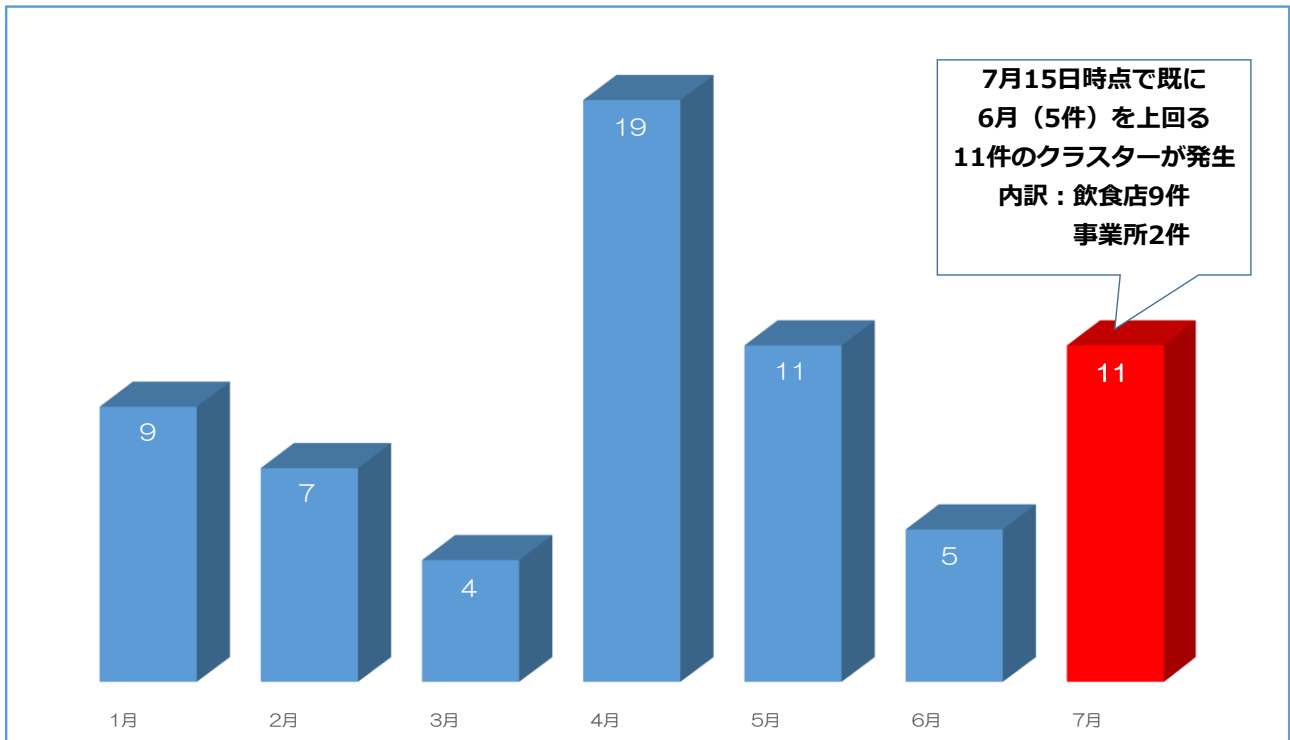
○南相馬市・会津若松市・郡山市の感染状況



○7月の市町村別陽性者数の割合



○令和3年1月以降のクラスター発生状況



【参考（政府分科会指標）】
感染状況等に係るモニタリング指標

令和3年7月14日現在

(R3.7.8 ~R3.7.14)

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			(参考)	
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり〕 ／1週間		⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床						
	確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率						
本県の現状 (直近1週間) (7/8~7/14)	29.6% 〔147床 / 496床〕	※1 ※2 (87.0%) ※参考値 〔147人 / 169人〕	8.2% 〔4床 / 49床〕	※3 ※4 9.15人 〔169人〕	※5 1.7% 〔112件 / 6,649件〕	※4 6.07人 〔112人〕	※6 34.8% 〔39人 / 112人〕	※2 ▲ 12名 〔直近 112人 / 先週 124人〕	

(区分)

※カッコ内は福島県の数値

ステージⅢ	20%以上 (100/496床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/49床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上	—
ステージⅣ	50%以上 (248/496床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (25/49床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上	—

※1 入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう（入院者数/療養者数）

※2 入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。
また、新規陽性者数が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない。

※3 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者及び療養先調整中の者を合わせた数をいう。

※4 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比—総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。

※5 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。

※6 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。

【相談対応の状況】（令和3年7月14日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

令和2年	1/29～2/29	568
	3/1～3/31	814
	4/1～4/30	5,057
	5/1～5/31	1,909
	6/1～6/30	600
	7/1～7/31	854
	8/1～8/31	1,187
	9/1～9/30	821
	10/1～10/31	776
	11/1～11/30	652
	12/1～12/31	1,629
	令和3年	1/1～1/31
2/1～2/28		538
3/1～3/31		742
4/1～4/30		1,438
5/1～5/31		1,894
6/1～6/30		882
7/1～7/14		367
計	22,142	

（単位：件）

令和2年	1/29～2/29	1,749
	3/1～3/31	2,953
	4/1～4/30	11,959
	5/1～5/31	2,968
	6/1～6/30	1,325
	7/1～7/31	1,865
	8/1～8/31	2,475
	9/1～9/30	2,081
	10/1～10/31	2,176
	11/1～11/30	1,325
	12/1～12/31	2,979
	令和3年	1/1～1/31
2/1～2/28		1,098
3/1～3/31		1,468
4/1～4/30		2,950
5/1～5/31		1,294
6/1～6/30		475
7/1～7/14		232
計	43,770	

（単位：件）

○受診・相談センター（県内9か所）相談件数

令和2年	1/29～2/29	343
	3/1～3/31	1,712
	4/1～4/30	10,987
	5/1～5/31	6,949
	6/1～6/30	5,083
	7/1～7/31	4,727
	8/1～8/31	6,920
	9/1～9/30	5,434
	10/1～10/31	6,566
	11/1～11/30	6,513
	12/1～12/31	7,635
	令和3年	1/1～1/31
2/1～2/28		4,101
3/1～3/31		6,198
4/1～4/30		7,755
5/1～5/31		8,591
6/1～6/30		3,700
7/1～7/14		1,885
計	103,415	

（単位：件）

※令和2年10月までは帰国者・接触者相談センター

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	7/8～7/14の 新規感染者数 (直近1週間)	(参考) 6/15～7/14の 新規感染者数
1	東京都	5,763	17,541
2	神奈川県	2,325	6,931
3	大阪府	1,314	3,697
4	千葉県	1,268	4,053
5	埼玉県	1,147	3,381
18	福島県	112	420
	全国計	16,011	51,339

(単位：人)

人口10万人当たりの直近1週間の
新規感染者数（上位5都道府県）

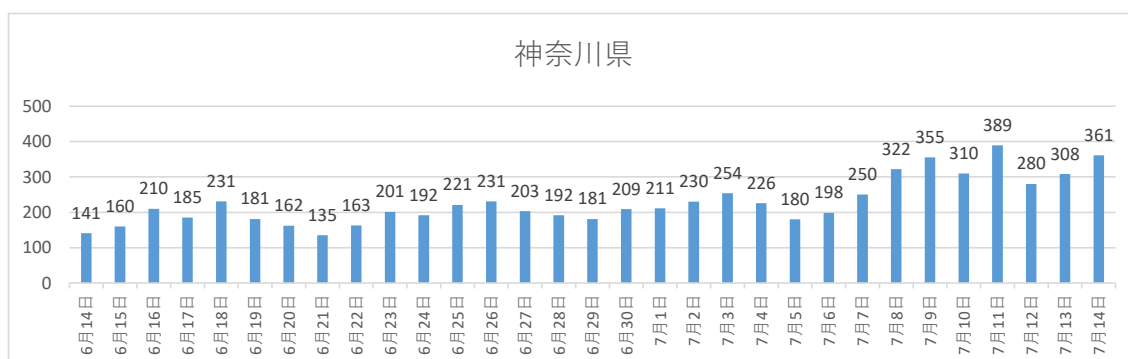
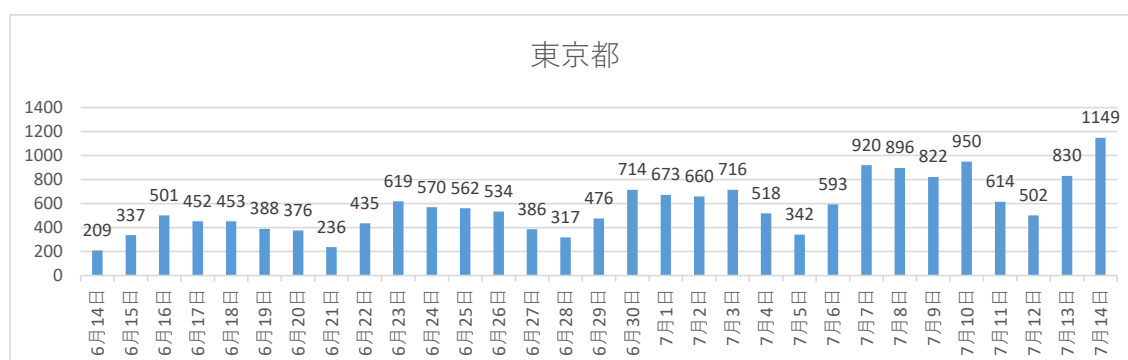
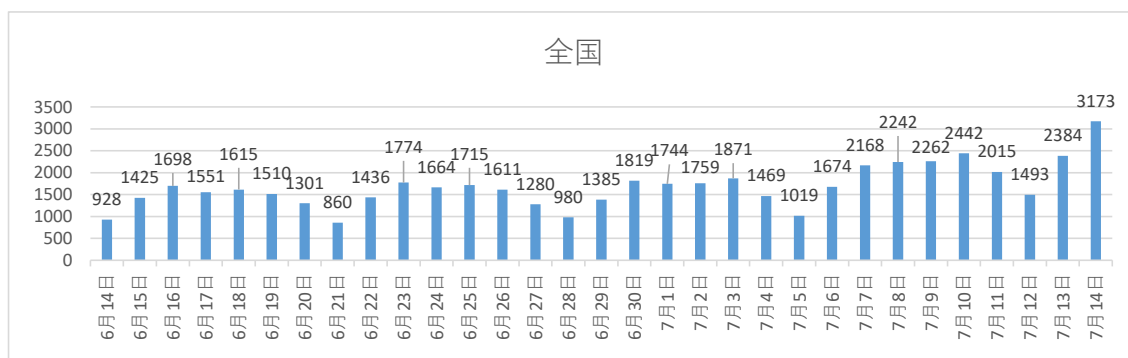
順位	都道府県名	7/8～7/14の 10万人当たり 新規感染者数 (直近1週間)
1	東京都	41.40
2	神奈川県	25.28
3	沖縄県	24.78
4	千葉県	20.26
5	埼玉県	15.61
19	福島県	6.07
	全国計	

(単位：人)

緊急事態宣言

令和3年5月23日～8月22日 沖縄県

令和3年7月12日～8月22日 東京都



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠:前回の本部員会議以降に実施した取組

(1)情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/6/22	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第17版)を作成	対策本部
15	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～当面の間)	土木部

(2)サーベイランス・情報収集

16		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施 ※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載 ※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載	対策本部、保健福祉部
----	--	---	------------

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
17	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
18	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
19	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
20	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局

21	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
22	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を发出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
23	R2/12/9	・ 庁内各部署、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を发出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
24	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
25	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
26	R3/2/15～	・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
27	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
28	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
29	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
30	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
32	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
33	R3/6/1～	・ 夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、会津若松市時短協力金(要請期間5月3日～5月31日)、いわき市時短協力金(要請期間5月13日～5月31日)、全県版時短協力金(要請期間5月15日～5月31日)の申請受付開始(令和3年7月30日まで)	商工労働部
34	R3/6/1～	・ 売上げの減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第2弾)の申請受付開始(令和3年7月30日まで)	商工労働部
35	R3/6/11～	・ 夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、会津若松市時短協力金第2弾(要請期間6月1日～6月7日)の申請受付開始(令和3年8月13日まで)	商工労働部
36	R3/7/7	・ 南相馬市における感染拡大防止に向けた協力要請(期間:7月9日～7月31日) ①事業者への営業時間短縮の要請 ②市民への不要不急の外出自粛の要請	対策本部
37	R3/7/7	・ 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
38	R3/7/9～ R3/7/31	・ 南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策を踏まえた、双葉郡を除く相双地区の県立学校の感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事の停止等 ※ 南相馬市立小中学校にも同様の対応を依頼	教育庁
39	R3/7/6 ～7/20	・ 南相馬市原町区の飲食店の従業員等を対象としたPCR検査を実施	対策本部
40	R3/7/14 ～7/21	・ 会津若松市の飲食店の従業員を対象としたPCR検査を実施	対策本部

41	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和3年7月12日現在)		対策本部、保健福祉部、こども未来局
	i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・ マスク 累計 5,213,327枚 ・ フェイスシールド 累計 750,612枚 ・ 医療用ガウン 累計 1,945,357枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・ 保護施設 (マスク)累計 88,500枚 (消毒液)累計 129リットル ・ 高齢者施設等 (マスク)累計 1,109,822枚 (消毒液)累計 5,555リットル ・ 障がい者支援施設 (マスク)累計 556,850枚 (消毒液)累計 12,208リットル ・ こども園・保育所等 (マスク)累計 145,700枚 (消毒液)累計 4,218リットル ・ 児童養護施設等 (マスク)累計 598,100枚 (消毒液)累計 8,490リットル		

(4)医療等

1)相談体制

42	R2/2/18	・ 新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
43		・ 外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
44	R2/5/25	・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・ 相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・ 帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00~8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
45	R2/11/1~	・ 「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
46	R2/12/1~	・ 外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
47	R3/1/18~	・ 19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
48	R3/4/28~	・ 受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00~17:00)	生活環境部

2)外来医療提供体制

49	R3/1/13~	・ 県内の地域外来の設置数23(うち県委託17)	対策本部
50	R3/2/24~	・ 県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
51	R3/7/7~	・ 発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、514機関を指定	対策本部

3)検査体制

52	R2/9/1~	・ 妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
53	R3/4/23~	・ 県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
54	R3/7/2~	・ 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が568となった	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

55	R2/4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
56	R2/4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
57	R2/5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
58	R2/8/27	・ 病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数469床(計画上350床) 宿泊療養者：最大室数160室(計画上160室)	対策本部、 保健福祉部
59	R3/5/20	・ 県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床を469から496に拡大するとともに、即応病床についても456から496に拡大	対策本部、 保健福祉部
60	R3/6/5	・ 郡山市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、60室から133室に拡大 ※既存の東横INN福島駅西口(60室)、いわきプリンスホテル(60室)、会津若松市内のホテル(24室)と合わせて204室から277室に拡大	対策本部、 保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

61	R2/6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	---------	--	----------------

6) 医療人材の確保

62	R2/5/26	・ [再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	---------	--	----------------

7) 診療情報の共有

63	R2/4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
64	R2/5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、 保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等

65	R2/3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
66	R2/7/9～	・ 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
67	R3/3/8	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施(販売期間、利用期限等を令和3年6月まで延長)	商工労働部
68	R3/3/24	・ 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和3年6月30日保証申込受付、令和3年7月31日融資実行分まで)	商工労働部
69	R3/6/7	・ 県内中小企業がサプライチェーンの毀損等により、生産拠点を県内に確保したり、部品を自社製品に切り替え等する場合の設備導入経費を支援する「新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業」の今年度公募を開始。 (令和3年7月30日まで)	商工労働部

②世帯への貸付制度等

70	R2/3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
71	R2/4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部

③相談体制			
72	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
73	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
74	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
75	R2/2/14~	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
76	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
77	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
78	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
79	R3/4/1~	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

80	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
81	R2/4/17~	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
82	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
83	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

84	R3/7/7	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	--------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

85	R3/7/7	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	--------	------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたリスク対応として、福島県非常事態宣言の解除及び福島県新型コロナウイルス感染症重点対策を踏まえ、以下の内容を各所属に通知（R3/5/31）
 - ・ 緊急事態措置区域等への往来自粛
 - ・ 在宅勤務等の積極的な活用
 - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・ 職務外での感染防止
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21 令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和 2 年度及び令和 3 年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和 2 年 9 月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則 6 ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の 1/2 の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和 2 年 4 月分から最長 3 カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(R2/3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(R2/3/11～)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17～)

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

（１）県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

（２）勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

新型コロナワクチンの接種状況について(7月14日現在)

1 接種実績【累計】（令和3年7月13日まで）

（単位：回、％）

区分	医療従事者	高齢者施設従事者	高齢者	左記以外	(参考値)計
想定される対象者数	約7万人	約4万人	約58万人		約171万人 (12歳以上)
総接種回数	147,207	45,408	760,037	121,955	1,074,607
うち1回目接種	75,402	26,548	455,908	91,147	649,005
接種率	107.7	66.4	78.6		38.0
うち2回目接種	71,805	18,860	304,129	30,808	425,602
接種率	102.6	47.2	52.4		24.9

注1：「医療従事者」「高齢者施設従事者」はワクチン接種円滑化システム（V-SYS）（17時時点）の情報を集計したもの。

注2：「高齢者」「左記以外」はワクチン接種記録システム（VRS）（18時時点）の情報を集計したもの。

注3：国の公表は、「医療従事者等」（V-SYS）と「高齢者等」（VRS）の区別で公表しているため「計」は参考値とする。

2 最近の国の動き

・国は7日、ファイザー社ワクチンの「基本配分計画」を改訂し、今後、割当作業を行う第11回クール及び第12回クールの配送予定量の一部を基本計画枠として各都道府県・市町村へ配分し、総供給量との余剰分については、都道府県の裁量で分配できる調整枠として都道府県に割り当てる旨、通知した。

【各市町村の基本計画枠の考え方】

12～64歳人口を踏まえて各市町村に8,000箱を割り当てる。ただし、3クール（6週間）分の接種回数を超える在庫がある市町村については、基本計画枠の配分量を1割削減する。

3 県の対応

・上記通知を受け、8月29日までの配分数（基本計画枠）より、1割削減される可能性があることから、市町村にはVRSへの早期入力をお願いしているところ。

・今回の配分においても、県内市町村の希望量には達していないことから、6月25日に引き続き、7月11日にも全国知事会（WEB会議）で、国に必要なワクチン総量の早期確保、市町村への早期配分及び早期供給について、緊急要望を行った。

・今後、ワクチンバンクの取組や、都道府県の裁量で市町村に分配する調整枠を活用するなど、市町村の接種の進捗状況等を踏まえ、必要な調整を行う。

南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策

資料5

令和3年7月7日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

南相馬市においては、7月に入り接待を伴う飲食店に関連した**クラスターが複数件発生する**など、**感染者が急増**しています。

こうした状況を踏まえ、**県内の広範囲に感染が拡大し、全県的に医療提供体制がひっ迫する状況を防ぐ**ため、市民の皆さま、事業者の皆さまへ、以下の御協力をお願いします。

南相馬市民の皆さまへのお願い

■期間 7月9日(金)～7月31日(土)

不要不急の外出自粛

※ 感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

南相馬市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 7月9日(金)午後8時～8月1日(日)午前5時

午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店
- 地域 南相馬市全域
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合、**協力金**を支給
(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問い合わせ窓口
福島県協力金コールセンター
電話：024-521-8575 (受付時間9時30分～17時30分)

その他の対応

- 大学・専門学校**
感染リスクの高い活動(例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校**
感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設**
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

夏休み・お盆を安全に過ごすためのお願い

1 感染拡大地域等との不要不急の往来は控えましょう。

- 感染拡大地域との不要不急の往来は、原則、中止・延期をお願いします。
- 旅行や帰省等を含め県境を越える移動についても、ご家族やご友人と相談し、極力控えてくださるようお願いいたします。



2 飲食の機会は感染のリスクが高まりますので、特に注意しましょう。

- 大人数は避け、少人数で行いましょう。
- 深酒は控え短時間、適度な酒量にしましょう。
- 会話時はマスクを着用し、大声での会話は控えましょう。



ふくしま感染防止対策認定店



感染対策の徹底された飲食店
を利用してください。

3 東京オリンピック・パラリンピックは自宅で応援しましょう。

- 頑張る選手には、ご自宅でご家族でテレビ観戦するなど、感染拡大に十分注意して応援しましょう。



この夏、県民の皆さんに特にお願いします。

資料7

変異株への置き換わりが進み感染の再拡大が懸念されます。夏休み等で外出機会が多くなるこの季節、改めて感染防止対策の確認をお願いします。

①人との間隔を十分に確保

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空け、会話をする際は、できる限り真正面を避けましょう。「密閉」空間にしないよう、しっかり換気しましょう。



②移動先等の感染状況を確認

地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域への移動は控えましょう。



③居場所の切り替わりに注意

外出先や休憩所など居場所や場面が変わる時に、マスクなしでの会話などで感染が起きやすくなりますので注意しましょう。



もう1度確認してください！

【体温測定】 毎朝の体温測定、健康チェックを行っていますか。

【手洗い等】 手洗いは、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗っていますか。手指消毒液は、十分な量を取り、指先・爪の間など手指全体によくすりこんでいますか。

【マスク】 鼻と口の両方を確実に覆い、隙間がないように着けていますか。



－ もしも自分が感染していたら… 一緒にいる人が感染していたら… 今の「対策」で大丈夫だと言えますか？ －
自分自身と大切な方の命を守るため、改めて感染防止対策の確認をお願いします。

今後も引き続きお願いします 「感染拡大防止のための基本対策」

令和3年6月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底しましょう。



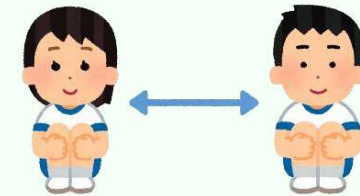
外出時や会話するときには、**マスクを着用**しましょう。



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**（最低**1m**）取りましょう。

2 ・症状がある場合は登校・出勤しないようにしましょう。



・体調に異変がある場合はかかりつけ医や「受診・相談センター」に相談しましょう。



かかりつけ医がない場合は

【受診・相談センター】（24時間対応） TEL 0120-567-747

3 飲食の機会は感染のリスクが高まりますので、特に注意しましょう。

控えてください！



少人数でも、
複数のグループの
会食に参加することで
感染拡大



・ 感染対策の徹底された飲食店を利用しましょう。

「ふくしま感染防止対策認定店」制度

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



認定ステッカー



4 感染拡大地域との不要不急の往来は控えましょう。



県内及び各都道府県の発生状況は、
県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



施設管理者・事業者の皆さまにお願いします

全ての事業者

- ・ 業種別ガイドライン等に基づく 感染防止対策の徹底をお願いします。

※イベントの事前相談

全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する場合は、県に事前相談をお願いします。

【福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】 TEL 024-521-8644

大学・専門学校

- ・ 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校等

- ・ 学習活動や部活動での感染防止対策の徹底をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策の徹底をお願いします。